

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（案）」に係る意見募集の結果について

令和 8 年 4 月 8 日
出入国在留管理庁

令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 3 月 5 日（木）まで、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（案）」に係る御意見を募集したところ、5 件（※）の御意見が寄せられました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

御意見の要旨及び御意見に対する出入国在留管理庁の考え方は別紙のとおりです。

本件意見募集に係る告示は本日官報に掲載されました。

御協力ありがとうございました。